建設工事等入札心得

（目的）

第１条　前橋市及び前橋市水道局が発注する建設工事及び測量、建設コンサルタント業務等（以下「工事等」という。）に係る一般競争入札及び指名競争入札を行う場合における入札その他の取扱いについては、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）、地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号。以下「自治令」という。）、前橋市契約規則（平成２年前橋市規則第４号。以下「契約規則」という。）、前橋市水道局契約規程（平成３年前橋市水道局管理規程第１号。以下「水道契約規程」という。）及び前橋市建設工事等電子入札運用基準（平成１８年１２月２６日伺定め。）に定めるところによるもののほか、この心得の定めるところによる。

（一般競争入札参加の申出）

第２条　一般競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）は、公告において指定した期日までに指定した書類（以下「入札参加申請書類」という。）を添え、発注者にその旨を申し出なければならない。この場合において、入札参加申請書類の押印を省略する場合は、入札参加申請書類の余白に「発行責任者及び担当者」の氏名及び電話番号を記載するものとする（ぐんま電子入札共同システム（以下「電子入札システム」という。）から申し出する場合を除く）。

（入札保証金）

第３条　入札参加者は、入札見積金額の１００分の５以上の入札保証金を入札前に納めなければならない。ただし、入札保証金の全部又は一部の納付を免除された場合は、この限りでない。

（入札等）

第４条　入札参加者は、設計図書及び現場等を熟覧し、刑法、独占禁止法等の規定に抵触する行為をしない旨の誓約書を提出のうえ、入札しなければならない。この場合において、設計図書及び現場等について疑義があるときは、関係職員の説明を求めることができる。

２　入札書は、公告又は指名通知書に示した方法により、入札書の提出期限までに提出しなければならない。

３　電子入札システムによる入札（以下「電子入札」という。）は、入札書を入力画面上において作成するものとする。この場合において、電子くじが設定された案件にあっては、くじ入力番号欄に任意の３桁の数字を入力するものとする。

４　紙の入札書による入札（以下「紙入札」という。）は、次のとおりとする。

(1) 前橋市が発注する工事等

契約規則第６２条第１項第２号に規定する入札書により作成するものとする。入札書の押印を省略する場合は、入札書の余白に「発行責任者及び担当者」の氏名及び電話番号を記載するものとする。

(2) 前橋市水道局が発注する工事等

水道契約規程第６１条第１項第２号に規定する入札書により作成するものとする。入札書の押印を省略する場合は、入札書の余白に「発行責任者及び担当者」の氏名及び電話番号を記載するものとする。

５　前号に規定する入札書は、工事等の名称及び場所、入札者名を記載した封筒に封入し、提出しなければならない。

６　入札参加者は、消費税法（昭和６３年法律第１０８号）に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の１１０分の１００に相当する金額を入札書に記載するものとする。

７　入札書提出後は、いかなる理由があっても入札書の書換え、引換え又は撤回することはできない。

（入札の参加）

第５条　入札参加者は、代理人をして入札させるときは、委任状を提出しなければならない。この場合において、委任状の押印を省略する場合は、委任状の余白に「発行責任者及び担当者」の氏名及び電話番号を記載するものとする。

２　入札参加者又は入札参加者の代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることはできない。

３　入札参加者は、自治令第１６７条の４第２項各号の規定に該当する者を入札代理人とすることはできない。

４　同一工事等において、入札参加者の間に資本関係又は人的関係があると認められる場合は、当該工事等の入札に参加できない。

５　入札に参加しようとする建設工事に係る設計業務等の受注者又は当該受注者と資本若しくは人事面において関連があると認められる者は、当該建設工事の入札に参加できない。

（積算内訳書）

第６条　入札参加者は、指定した工事等にあっては、第１回目の入札に際し、入札金額の内訳を記載した書類（以下「積算内訳書」という。）を提出しなければならない。

２　積算内訳書は、公告又は指名通知書に示した方法により、提出しなければ

ならない。

（入札の辞退）

第７条　入札参加者は、入札書を提出するまではいつでも入札を辞退することができる。予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札をした者がいないときに再度の入札を行う場合も、また同様とする。

２　電子入札は、入札辞退届を入力画面上において作成のうえ、入札書提出期限までに提出するものとする。ただし、電子入札システムにより辞退することができない場合にあっては、次項に定める紙入札の例によるものとする。

３　紙入札は、次のとおりとする。

(1) 前橋市が発注する工事等

辞退届（前橋市入札執行要領様式第１号）を入札執行者に直接提出するものとする。辞退届の押印を省略する場合は、辞退届の余白に「発行責任者及び担当者」の氏名及び電話番号を記載するものとする。

(2) 前橋市水道局が発注する工事等

辞退届（前橋市水道局入札執行要領様式第１号）を入札執行者に直接提出するものとする。辞退届の押印を省略する場合は、辞退届の余白に「発行責任者及び担当者」の氏名及び電話番号を記載するものとする。

４　入札を辞退した者は、これを理由として以後の入札参加等について不利益な取扱いを受けるものではない。

（公正な入札の確保）

第８条　入札参加者は、刑法（明治４０年法律第４５号）、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和２２年法律第５４号）等に抵触する行為を行ってはならない。

２　入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札意思、入札価格、入札書その他入札執行者等に提出する書類の作成（以下「入札書等」という。）について、いかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。

３　入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札意思、入札価格及び入札書等を意図的に開示してはならない。

４　入札参加者は、公正な入札の確保のための調査への協力を求められたときは、その求めに応じなければならない。

（入札の取りやめ等）

第９条　入札参加者が連合し、又は不穏の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないおそれがあると認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめ

ることがある。

２　適正に入札を執行するために必要があるときは、入札中であっても、入札の中断等を行うことがある。

（無効の入札）

第１０条　次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(1) 入札に参加する資格のない者がした入札

(2) 委任状を提出しない代理人のした入札

(3) 同一事項の入札について、２人以上の代理をした者の入札

(4) 入札保証金の納付を要する場合において、入札保証金を納付しない者のした入札

(5) 記名押印等の必要な事項の記載ない入札（押印を省略する場合、「発行責任者及び担当者」の氏名及び電話番号がない入札。電子入札の場合は、電子認証を取得していない者のした入札）

(6) 金額を訂正した入札書による入札

(7) 誤字脱字等により意思表示が不明瞭な入札

(8) 明らかに連合によると認められる入札

(9) 入札書に添付して提出することが求められている積算内訳書が別表各項に該当する入札（別表第４項第１号又は第２号に該当するもので軽微な誤記を除く。）

(10) 一抜け方式において、先に落札者又は落札候補者となった者が、その後の入札に参加している場合、その者のした入札

(11) 前橋市入札執行要領第１３条の２の規定により錯誤があったと認められる入札

(12) その他入札に関する条件に違反した者のした入札

（失格）

第１１条　次の各号のいずれかに該当する場合は、失格とする。

(1) 電子入札において、入札書提出締切日時までに入札書を提出しないとき。

(2) 紙入札において、入札の開始時に入札会場に出席していないとき。

(3) 最低制限価格を設ける入札において、入札書の記載金額が最低制限価格未満であるとき。

(4) 調査基準価格及び失格基準価格を設ける入札において、入札書の記載金額が失格基準価格未満であるとき。

(5) 予定価格を事前公表している入札において、入札書の記載金額が予定価格超過であるとき。

(6) 入札執行者の指示に従わないとき。

（落札者の決定）

第１２条　予定価格の制限の範囲内の価格で入札をした者のうち最低の価格で入札した者を落札者とする。ただし、最低制限価格を設ける入札においては、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札をした者のうち最低の価格で入札した者を落札者とする。

２　前項の規定にかかわらず、調査基準価格及び失格基準価格を設ける入札においては、次のとおりとする。

(1) 調査基準価格を下回る価格で入札した者がいない場合、予定価格の制限の範囲内の価格で調査基準価格以上の価格をもって入札をした者のうち最低の価格で入札した者を落札者とする。

(2) 調査基準価格を下回り、かつ、失格基準価格以上の価格で入札した者がいる場合、落札の決定を保留し調査を実施し、落札者を決定する。

(3) 調査対象となった入札者は、発注者の求める書類を速やかに提出するとともに、事情聴取に協力しなければならない。

３　総合評価落札方式による入札においては、総合評価点が最も高い者を落札者とする。

（同価格の入札者が２人以上ある場合の落札者の決定）

第１３条　電子入札において、落札者となるべき同価格の入札をした者が２人以上あるときは、電子くじにより落札者を定める。

２　紙入札において、落札者となるべき同価格の入札をした者が２人以上あるときは、当該入札者にくじを引かせて落札者を定める。該当入札をした者のうちくじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせる。

（入札不調）

第１４条　次の各号のいずれかに該当する場合は、不調とする。

(1) 最低制限価格を設定する入札において、全員の入札書の記載金額が最低制限価格未満であるとき。

(2) 調査基準価格及び失格基準価格を設ける入札において、全員の入札書の記載金額が失格基準価格未満であるとき。

(3) 落札者がないとき。

（契約保証金）

第１５条　落札者は、契約の締結に際し、契約金額の１０分の１以上の契約保証金を納付しなければならない。ただし、契約保証金の全部又は一部を免除された場合は、この限りでない。

２　契約保証金は、金融機関の保証又は保証事業会社の保証に代えることがで

きる。

３　契約保証金は、履行保証保険契約又は公共工事履行保証契約を締結したときは、免除する。

（契約の締結）

第１６条　落札者は、落札の通知を受けた日の翌日から起算して７日以内に契約を締結しなければならない。

２　落札者が前項に規定する期間内に契約を締結しないときは、落札は、その効力を失う。

（免税事業者届出書）

第１７条　落札者が免税事業者であるときは、次のとおりとする。

(1) 前橋市が発注する工事等

免税事業者届出書（前橋市入札執行要領様式第３号）を契約を締結する前までに提出するものとする。免税事業者届出書の押印を省略する場合は、免税事業者届出書の余白に「発行責任者及び担当者」の氏名及び電話番号を記載するものとする。

(2) 前橋市水道局が発注する工事等

免税事業者届出書（前橋市水道局入札執行要領様式第３号）を契約を締結する前までに提出するものとする。免税事業者届出書の押印を省略する場合は、免税事業者届出書の余白に「発行責任者及び担当者」の氏名及び電話番号を記載するものとする。

（異議の申立）

第１８条　入札をした者は、入札後、この心得、設計図書等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

附　則

１　この心得は、令和７年１２月１日から施行する。

２　建設工事等入札注意事項（平成２０年１月９日伺定め）は、廃止する。

別表

1　未提出であると認められる場合（未提出であると同視できる場合を含む。）	(1)	内訳書等の全部又は一部が提出されていない場合
	(2)	内訳書等とは無関係な書類である場合
	(3)	他の工事等の内訳書である場合
	(4)	白紙である場合
	(5)	内訳書等が特定できない場合
	(6)	他の入札参加者の様式を入手し、使用している場合
	(7)	提出された電子ファイルを市側で開くことができない場合
2　記載すべき事項が欠けている場合	(1)	内訳等の記載が全くない場合
	(2)	入札公告等に指示された項目を満たしていない場合
3　添付すべきではない書類が添付されていた場合	(1)	他の工事等の内訳書等が添付されていた場合
4　記載すべき事項に誤りがある場合	(1)	発注者名に誤りがある場合
	(2)	発注案件名に誤りがある場合
	(3)	提出業者名に誤りがある場合
	(4)	内訳書等の合計金額が入札金額と大幅に異なる場合
5　その他未提出又は不備がある場合		